

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年9月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600146 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600075 号

第1 結論

請求者のA社における平成 23 年 7 月 14 日の標準賞与額を 23 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 23 年 7 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 7 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 23 年 7 月 14 日

A社から平成 23 年 7 月 14 日に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された金融機関の取引推移一覧表の写し及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書の写しから、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記取引推移一覧表及び賞与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、23 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 7 月 14 日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。